

各種手当・年金制度

特別児童扶養手当

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として、児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当を支給する制度です。

■対象者

- 障がいの状態（法で定める程度以上）により、お問い合わせください。
- ※次のいずれかに該当する場合は手当を受けられません。
- 対象児童が国内に住所を有しないとき。
- 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき。（障害児福祉手当は年金ではないため併給出来ます。）
- 対象児童が児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき。

■支給月額

- 重度障がい児（1級）…51,100円（月額）
- 中度障がい児（2級）…34,030円（月額）
- ※請求者、配偶者、同居の扶養義務者に所得制限があります。
- ※手続きに必要なものはお問い合わせください。

■支給月

4月、8月、11月

■問合せ先

町民福祉課

障害児福祉手当

身体、知的又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする程度の障がいの状態で、一定の要件に該当する20歳未満の方に支給します。

■対象者

- 両目の視力の和が0.02以下の方など
- 両耳の聴力が補聴器を使用しても音声を識別することができない程度の方
- 両上肢に著しい障がいがある方、両下肢の機能を失った方、体幹機能障がいであることができない方など
- 内臓機能などに重度の障がいがある方
- 精神状態に重度の障がい（知能指数がおおむね20以下）である方
- ※原則として認定診断書により判定します。
- ※本人、扶養義務者などに所得制限があります。
- ※施設入所中の方や、障がいを事由とする公的年金を受給できる方は対象外です。

■申請に必要なもの

- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- 身体障害者手帳及び療育手帳所持者はその手帳
- 本人名義の預金通帳
- 障害児福祉手当認定診断書
- マイナンバーカード ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

■手当額 14,480円（月額）

■支給月 5月、8月、11月、2月

■問合せ先 町民福祉課

鹿児島県心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、保護者が万が一死亡または重度の障がいになった場合に、あとに残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給し、保護者亡き後の心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

■対象者

- 1 身体障害者手帳1級～3級の方
- 2 知的障がい者
- 3 身体または精神に永続的な障がいがあり、1または2程度と認められる方。

■加入者

- 65歳未満の保護者で生命保険に加入できる健康状態の方。
- 県内に住んでいること。

■掛け金

加入時の扶養者の年齢により異なり、所得に応じて一口当たり9,300円から23,300円です。

■年金の給付

加入者が死亡または著しい障がいのある状態となったときは、その月から障がい者に毎月2万円（二口加入の場合は4万円）の年金を、障がい者が亡くなるまで支給します。

心身障害者扶養共済制度の掛け金の一部負担の助成について

掛け金の納付が経済的に困難な保護者に対し、町がその掛け金の一部を負担する制度

- 町内に住所を有する生活保護世帯の方 掛け金の10分の4.5に相当する額

- 前年度分の町民税非課税世帯 掛け金の10分の3に相当する額

■問合せ先

町民福祉課



障害福祉サービス

日常生活用具の給付

在宅の重度障がい児や難病患者等の方の日常生活の利便をはかるために、日常生活用具を給付します。購入後は給付の対象とはなりませんので、必ず購入前に申請してください。

それぞれの対象者や性能、補助の基準額については細かい基準がありますので事前にお問い合わせください。居宅生活動作補助用具（住宅改修）については、ほかに必要な書類がありますので事前にお問い合わせください。

■申請に必要なもの

- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- 障害者手帳、または難病患者等であることが確認できるもの（特定疾患医療受給者証など）
- 希望する用具の見積書
- マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。
- ※医師意見書等が必要な場合があります。
- ※詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 町民福祉課

身体障害児補装具給付

身体の障がいを補うための補装具の購入や修理にかかる費用の一部を支給します。

■対象者

- 身体障害者手帳を所持する児童
- 難病患者のうち補装具が必要と認められる児童
- ※詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 町民福祉課

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付

小児慢性特定疾患児の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。

■対象者

- 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている児童
- ※日常生活用具の種類や対象者など詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 町民福祉課

障害児通所支援

◆児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

◆放課後等デイサービス

就学児に授業の終了後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

◆保育所等訪問支援

就園・就学している障がい児の保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、集団活動への適応のための専門的な支援を行います。
※利用するにはそれぞれの通所受給者証が必要になります。

■申請に必要なもの

- 申請書
- 印鑑（スタンプ式ゴム印不可）
- マイナンバーカード
- ※マイナンバー通知カードの場合は、マイナンバー通知カードと顔写真つき身分証明書等が必要です。

■問合せ先

町民福祉課または保健衛生課

障害児入所支援

◆障がいのある児童

療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援（及び医療）を行います。

申請書等は必要ですが、事前に入所を希望する施設と調整が必要です。まずはお問い合わせください。
※高校卒業後に入所を希望する場合には、18歳未満でも入所希望施設への待機者登録ができます。

■問合せ先 町民福祉課

日中一時支援

宿泊を伴わない範囲で一時的に預かり、日中における活動の場を提供します。

また日中において監護をする方がいないなどのことにより、放課後、土日及び夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な障がい児の預かり及び日常的な訓練等を行います。

■対象者

- 在宅において介護を受けることが困難な障がい児
- ※短期入所をご希望の方は別途申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■問合せ先 町民福祉課

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適正に利用してもらうため、障がいのある方や介護の必要な高齢者の方、妊産婦の方等歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付するものです。

◆申請方法

郵送申請の場合…必要書類と返信用切手（140円分）を同封の上、郵送してください。

申請窓口	住所	電話
県庁障害福祉課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2746
ハートピアかこしま	鹿児島市小野1-1-1	099-220-5165
北薩地域振興局保健福祉環境部 地域保健福祉課	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166

※診断書や申請書の様式は県のHPに掲載してあります。
※申請書は町民福祉課 総合管理課にもあります。